

千葉県警察における死体取扱要領の制定について

平成27年3月31日
例規（捜一）第16号
警察本部長

〔沿革〕 令和3年6月例規（捜一）第16号

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成27年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、死体発見報告要領の制定について（平成3年例規（捜一）第39号）については、廃止する。

別添

千葉県警察における死体取扱要領

1 趣旨

この要領は、千葉県警察における死体の取扱いに関し、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。）、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）その他関係規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 犯罪死体 死因が犯罪によることが明らかな死体（交通事故による死体を除く。）をいう。
- (2) 変死体 変死者又は変死の疑いのある死体であり、その死因が犯罪に起因するか否かが不明な死体をいう。
- (3) 死因・身元調査法に基づく死体 死因が犯罪に起因しない死体及び変死体に該当しない死体をいう。
- (4) 検視官 刑事部捜査第一課検視班において、検視、死体調査等に関し、署長が行う犯罪性の判断に資する検討、助言、周辺捜査に関する指導等を行う警視又は警部の階級にある警察官をいう。
- (5) 遺族等 配偶者、二親等以内の血族（子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）及び同居の親族のほか、死者の生前の人間関係を考慮し、死者の同居人や知人といった当該死体の埋葬、火葬等の措置を適切に行うことができる者をいう。

3 死体発見時の報告

署長は、前2（1）から（3）までの死体を発見し、又は発見した旨の通報を受けたときは、速やかに検視官を経由して本部長に報告し、必要な指示を受けなければならない。

4 犯罪死体の取扱い

- (1) 署長は、前3で報告した死体が、犯罪死体であることが明らかになったときは、事件処理票（A）（犯罪捜査に関する規程（昭和40年本部訓令第10号）別記様式第

1号)を作成し、検視官を経由して本部長に報告するとともに、必要な指示を受けなければならない。

(2) 署長は、犯罪死体については、検視官の意見を踏まえ、犯罪死体発見連絡書(別記第1号様式)により、千葉地方検察庁検察官へ連絡しなければならない。

5 変死体の取扱い

(1) 署長は、検視規則第3条の規定による検察官への通知は、変死体発見通知書(別記第2号様式)により千葉地方検察庁検察官へ通知しなければならない。

なお、変死体発見通知書には、検視官の意見を踏まえた司法解剖の要否を必ず記載すること。

(2) 署長は、刑事訴訟法第229条第2項の規定による変死体の検視(以下「代行検視」という。)の結果、司法解剖の必要性が認められたときは、前(1)と併せ、事件処理票(A)を作成し、検視官を経由して本部長に報告しなければならない。

(3) 署長は、代行検視の結果、犯罪の疑いが認められない場合は、前記(1)と併せ、死因・身元調査法に基づく死体に準じて取り扱い、記載すべき事項(別表)に示した内容を網羅した死体調査等結果報告書(別記第3号様式)を作成し、検視官を経由して本部長に報告しなければならない。

なお、死体調査等結果報告書は死体1体につき1通を作成するものとする。以下同じ。

6 死因・身元調査法に基づく死体の取扱い

(1) 署長は、死因・身元調査法第4条第2項の規定による調査、第5条第1項の規定による検査、第6条第1項の規定による解剖(以下「調査解剖」という。)、第8条第1項の規定による身元を明らかにするための措置又は第10条の規定による死体の引渡し(以下「調査等」という。)を実施したときは、死体調査等結果報告書を作成し、検視官を経由して本部長に報告しなければならない。

(2) 調査等の過程において、犯罪の疑いが認められた場合は、速やかに刑事訴訟法に基づく犯罪捜査の手続を開始しなければならない。

(3) 遺族等に対する死体の死因その他参考となるべき事項の説明は、次のとおり行うものとする。

ア 説明は、原則として口頭により行うものとする。ただし、遺族等から調査等の実施結果に係る書面の提供を求められた場合は、死体調査等結果書交付要望書(別記第4号様式)を受理すること。

イ 前アにより死体調査等結果書交付要望書を受理した場合は、速やかに死体調査等結果書(別記第5号様式)を交付して、再説明を行うこと。

なお、調査解剖を実施した場合は、医師が作成する解剖結果を記録した書面の写しを併せて交付すること。

ウ 遺族等に対して、死体調査等結果書を交付した場合は、受領書(別記第6号様式)を徴すること。

エ 遺族等に対する死体調査等結果書の再交付は原則として、行わない。

7 身元判明の報告

署長は、前記2(1)から(3)までの死体のうち、身元が不明な死体について身元

照会等を実施した結果、当該身元が判明したときは、身元判明報告書（別記第7号様式）を作成し、検視官を経由して本部長に報告しなければならない。

以下別表等省略